

○町民生活課長（金平公明君） ご質問の趣旨ですが、名前は漢字を使っている方と通称名で結構ですので、例えばカタカナが3文字、4文字とある方でも、本人が入国管理国の方で通称の備考欄に書かれているものは認めるということですので。いずれ八峰町には現在2名、印鑑登録されている方がございます。その方はいずれも結婚している方ですので、例えば金平ですと金平の名字の名前の印鑑を登録してございます。カタカナ名は、いずれ施行日においては、備考欄で入国管理局の方で認められたものについては印鑑登録することができるようになります。いずれ名前も氏も登録する印鑑に登録することができるに改正される予定です。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第64号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第64号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

平成24年6月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由は、先ほどの印鑑登録と同じでございます。

内容についてでございます。次のページご覧ください。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例の別表の改正でございます。

真ん中ほどの住民基本台帳欄の外国人登録原票の写し、または記載事項証明1件につき200円、ここの部分を削るというものでございます。

附則として、この条例は平成24年7月9日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第64号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第64号は原案のとおり可決されました。  
日程第6、議案第65号、八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第65号、八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例について。

八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年6月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由。

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整理するため改正するものである。

次のページをご覧ください。

八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例

八峰町公共下水道管理条例の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項第2号中「又は外国人登録証明書」を削る。

第6条の6第1号中「又は外国人登録証明書」を削る。

附則として、この条例は平成24年7月9日から施行する。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第65号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第65号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第65号は原案のとおり可決されました。  
日程第7、議案第66号、あらたに生じた土地の確認についてを議題とします。  
当局の説明を求めます。鈴木管財課長。

○管財課長（鈴木久明君） 議案第66号、あらたに生じた土地の確認について。  
地方自治法第9条の5第1項の規定により、八峰町の区域内のあらたに生じた土地について下記のとおり確認する。  
1つ目、八峰町八森字横間157番地から160番地を経て99番地に至る間の土地に接する無番地の地先、250.68㎡。それと、八峰町八森字岩館16番地1及び18番地1の地先、205.67㎡でございます。

平成24年6月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

八峰町の区域内に公有水面埋立法に基づき埋め立てた土地があらたに生じたので、その旨を確認するため議会の議決を求めるものであります。

宜しく申し上げます。

なお、位置図につきましては、別図として添付してございます。宜しく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第66号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第66号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第66号は原案のとおり可決されました。  
日程第8、議案第67号、字の区域の変更についてを議題とします。  
当局の説明を求めます。鈴木管財課長。

○管財課長（鈴木久明君） 議案第67号、字の区域の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、八峰町の区域内の字の区域を次のとおり変更する。

八峰町八森字横間157番地から160番地を経て99番地に至る間の土地に接する無番地の地先の公有水面埋立地、これにつきましては、八峰町八森字横間になっております。

また、八峰町八森字岩館16番地1及び18番地1の地先の公有水面埋立地につきましては、八峰町八森字岩館となっております。

平成24年6月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

八峰町の区域内に公有水面埋立法に基づき埋立土地が新たに生じたので、字の区域を変更するため議会の議決を求めるものであります。

これにつきましても別図としまして八森漁協及び岩館漁協の図面を添付しております。

宜しく願いたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第67号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第68号、秋田県町村土地開発公社の解散についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) 議案第68号、秋田県町村土地開発公社の解散について、ご説明いたします。

秋田県町村土地開発公社定款第25条第1項の規定により、秋田県町村土地開発公社を解散することについて議会の議決を求めるものでございます。

平成24年6月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、当町においては秋田県町村土地開発公社に委託しなくても公共用地の取得が支障なく行える状況であることから、同公社設立当初の目的が達成されたと認められるため、解散しようとするものでございます。

議会全員協議会においてもご説明いたしましたが、設立団体の議会の議決を経て、知事の認可を受け、本年8月中の解散を目指すものでございます。

以上でございます。宜しく願いいたします。

○議長(須藤正人君) これより議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番柴田正高君。

○3番(柴田正高君) 全協においては、町の出資金130万円余りは出資額に応じて分配されるという説明でありましたけども、不動産、公社がおそらく所有する不動産、それから土地ですね、それから建物、それから備品等もあるんだと思うんですね。机だとか電子機器だとか、そういうものはどうなるんでしょうか。

○議長(須藤正人君) ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 残余の財産につきましては、出資金の割合で配分するという  
こととなりますので、現金で交付することとなりますが、まだ確定しておりませんので  
金額についてはこれからはじき出されるということとなります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定するこ  
とにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第68号は原案のとおり可決さ  
れました。

日程第10、議案第69号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議  
題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第69号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部  
変更について、ご説明いたします。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一  
部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

平成24年6月13日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。

住民基本台帳法の一部改正に伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合の規約を変更する  
ことについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、本案を提案するも  
のでございます。

内容について、次のページをご覧ください。

秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2備考第1項及び第2項中「及び外国人登録原票」を削るものでございます。

施行日についてでございます。この規約は秋田県知事の許可のあった日から施行する。

経過措置。この規約による変更後の秋田県後期高齢者医療広域連合規約の規定は、平成26年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成25年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第70号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） 議案第70号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更について、ご説明いたします。

八峰町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

平成24年 6 月13日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案の理由でございます。

八峰町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を必要とするためでございます。

今次においては過疎対策事業債、これの充当を計画している事業3件について追加す

るものでございます。

次のページをお開き願います。

過疎地域自立促進計画の変更部分です。

まず、第3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進については、バス乗車券購入事業に関する部分、これを追加してございます。

次に、第5、高齢者の保護及び福祉の向上及び増進に関する部分については、八森地区統合子ども園建設事業、これに関する部分を追加してございます。

3つ目でございますが、もう一ページお開き願います。

第7、教育の振興でございます。このものに関しましては、樺台コミュニティーセンター建設事業の部分を追加してございます。

説明は以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第70号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） バスの乗車券購入助成事業が事業の必要性として載っています。

こういうふうに計画にしっかりと盛り込まれましたので、全協の中で利用が少ないからこれを取りやめようかっていうふうな当局も説明もありましたけれども、是非これは回数券とかいろんな券を買いやすいように、ひとり暮らしの車のない人がバス停まで購入するのが非常に困難です。また、一度に1万円近く、数千円の券を購入するのも非常に困難な状態もあると聞きます。是非この点を工夫して、町の中、庁舎にも購入する場所を設けるようなことの説明もありましたけれども、もっともっと工夫して、利用する人は大変これがあって助かるというふうなことです。是非この計画どおり利用しやすいようなことを盛り込んでほしいと思います。

それとですね、教育の振興のページになりますけども、具体的に少子高齢化による小規模な高齢化集落が増加している中で、心豊かで笑顔の絶えないコミュニティの形成を図るために、町民の主体的な参加・運営によるコミュニティ活動を推進しますというふうなことがあって、大変いい文章で、きれいな文章なんですけれども、これ何か具体的に方策、これからやろうとする計画とか、高齢者集落が増加している中で、本当に寂しい思いをしないような、こういう何か計画があってここ盛り込まれたのでしょうか。具体的に何かありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。武田企画財政課



長。

○企画財政課長（武田 武君） まず、乗車券に関するご質問でございます。

今回、ソフト事業として過疎対策事業債、これを財源に充てながら、今後継続して実施していきたいという考え方です。最近、乗車券関係の購入に関して、今現在、秋北バスさんと便宜的なものを検討してございます。それから、現在購入している方々のリスト等ございますので、アンケート的なものも今後考えていきたいと思っております。

ただ、乗車券の販売におきましては、行政ではできません。あくまでもバス会社という形のもので、今後、販売の促進、それから販売方法について協議してまいりたいというふうに考えております。

次に、コミュニティー関係のご質問でございますが、今次、樺台のコミュニティーセンター、これを整備したいという形の中でこの文言を追加してございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

休憩します。

午前11時04分 休 憩

.....  
午前11時05分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第70号は原案のとおり可決さ

れました。

休憩いたします。11時15分まで休憩します。

午前11時05分 休 憩

.....  
午前11時15分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第12、議案第71号、平成24年度八峰町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 議案第71号について、ご説明申し上げます。

議案第71号 平成24年度八峰町一般会計補正予算（第3号）

平成24年度八峰町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

そういうことで、今回、歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,539万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億6,510万6,000円とするものでございます。

それでは、まず、歳入の方から説明をしたいと思います。

歳入につきまして、6ページの方をご覧ください。

まず、県補助金の分であります。15款2項2目民生費県補助金、節のところでは社会福祉費補助金で、医療給付費事務費補助金でございます。これにつきましては、県の福祉医療制度の改正によりましてシステム改修を行わなければならないということで、そのうちの2分の1が県から補助されるというものでございます。関係予算が歳出の14ページの方に医療給付費の方に出てまいります。

それから、5目の農業水産業費県補助金ですが、2,235万3,000円を追加するというものであります。内訳につきましては、経営拡大支援事業補助金43万5,000円、それから地域農業を担う経営体育成確保推進事業5万円、それから青年就農給付費補助金2,100万円、農業集積協力事業費補助金115万円でございます。これは行政報告にもありましたように、上の2つにつきましては、これは事業計画の変更に伴う増でございます。それから3番目の青年就農給付金ですけども、これも新たにその経営に就農する人ということで、人・農地プランに位置づけられている人、またはそれが確実なものということで、今14名ぐらいいるということで、1人150万円ということで2,100万円でございます。それから、3番目の農地集積でございますけれども、これにつきましても新規事業でありまして、

その農地集積に協力する離農者、または連担化に協力する農家への支援の分でございます。

それから、その次の林業費補助金の28万2,000円の減額ですが、これは今まで町を通して事業主体の方に交付しておりました未利活用広葉樹資源活用支援事業費補助金ですけれども、今回直接県の方から事業主体の方へいくということで、その分カットするということでありまして、これにつきましても22ページの林業振興費の方に関連予算が出てまいります。

それから、17款1項1目の一般寄附金100万円の補正であります。これは田中の若狭敏春氏から一般寄附として100万円を寄附されたということで、これは38ページの観光振興基金の方に歳出の方で出てまいります。

それから、その次の7ページですが、繰入金、18款2項1目財政調整基金繰入金420万円、これは420万円を繰り入れまして中央公園のウォーキング舗装工事の方に充てるというものでありまして、これは29ページの方に関連予算が出てまいります。

それから、4目の観光振興基金繰入金600万円であります。これにつきましてはハタハタ館の管理費に充てるということで、これも後ほど24ページの方に出てまいります。浴室、または浴室オペレーターの修繕、または浄化槽バルブの取り替え等でございます。

それから、19款1項1目の繰越金、今回の補正財源の一部に繰越金を充てるということで、5,905万1,000円を補正するものでございます。これによりまして残りの繰越金が3億218万8,143円になります。

それから、8ページですが、20款5項3目の雑入180万円ですが、一般コミュニティ助成金ということで、これは小入川自治会のイベントなどの備品購入に充てるものでありまして、この後11ページの方に、企画費の方に出てまいります。これは宝くじの自治総合センターから受けるお金でございます。

それでは、歳出の説明をいたします。

9ページ、議会、1款1項の議会費ですけれども、11万8,000円の補正であります。この後も出てきますけれども、共済費のところの共済組合負担金ということで、これは制度改革によりまして今回の共済組合の負担金が1000分の1.9増加するというので、各それぞれのところに出てきますけれども、説明は省かせていただきたいと思います。

それから、人件費関係についても、これについても人事異動等に伴うものでありますので、それも省かせていただきます。

あと、需用費の9万7,000円の修繕費ですが、これは皆さんが座っているテーブル等で天板が傷んでいるものが4枚ほどあるということで、その天板を取り替えるというものであります。

それで2款1項1目の一般管理費23万5,000円の減額ですが、これは人件費関係ですのでほとんど説明を省略しますが、10ページの共済費の一番下のところに退職手当組合負担金458万3,000円とありますけれども、これは早期退職した保育士ですか、の方が1人いるということで、その分追加したものであります。当初、要するに定時の退職じゃなくて早期退職した人の分であります。

それから、5目の財産管理費ですけれども、1,029万2,000円の減額であります。これはほとんど人件費ですので、説明を省かせていただきます。

それから、企画費182万9,000円の補正であります。先ほど8ページの雑入のところで説明いたしました一般コミュニティ助成事業補助金をそのまま小入川自治会に対してやるというものでございます。

それから、その次の交通安全対策費の139万円ですけれども、手数料として139万円、これは鹿の浦とポンポコ山に、今、交通死亡事故ゼロが続いているわけですけれども、その達成日数の掲示板を設置するというものと、あとカッチキ台にカーブミラーを1個設置するというものであります。これはこの間の行政協力員会議で自治会要望があったものであります。

それから、地域情報化事業費43万2,000円の追加でありますけれども、これは小入川の難視聴地域解消施設ケーブルの保守改修手数料でございます。

次に、12ページの2款2項1目の税務費でありますけれども、166万9,000円ですけれども、これは減額ですが、これは人件費ですので説明を省きます。

それから、2目の賦課徴収費40万円の追加であります。これは固定資産税の制度改正対応等のシステム改修ということで、その電算業務委託料で40万円でございます。

それから、その次の13ページ、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費ですけれども、342万4,000円の減額であります。これは人件費ですので説明を省きます。

それから、社会福祉総務費17万円の追加、これも人件費ですので省きます。

それから、4目の医療給付費197万7,000円の追加であります。これが先ほど県補助金の6ページの歳入のところで説明いたしました分に、町の持ち出し分半分を足した分を出しているということであります。

それから、6目の介護保険費、これも人件費ですので説明を、127万4,000円増ですが省きます。

それから、7目の後期高齢者医療費も省きます。

16ページ、8目の高齢者コミュニティセンター管理費、これが55万円の補正ですが、これは全協でも説明いたしましたように、湯っこランドのシロアリの駆除等の手数料であります。

それから、3款2項1目の児童福祉総務費986万6,000円ですが、これは人件費ですので説明を省きます。

それから、3款3項1目の国民年金事務費42万円の補正ですが、これは所得情報システム修正業務委託料ということで、これも税制改正に伴うものであります。

それから、18ページ、4款1項1目保健衛生費、これも人件費ですので50万6,000円の追加ですが、省略します。

それから、予防費の1万2,000円は、これは新しく採用になった保健師の血圧計の分ということで備品購入費1万2,000円であります。

それから、4目の保健センター管理費352万5,000円の追加でありますけれども、これにつきましては八森保健センターが、要するに経年劣化とともに潮風当たる所等が激しく劣化しているということで、その塗装等の補修工事分であります。あとシュレッダーは、このとおりであります。

それから、6款1項1目農業委員会費は人件費でありますので省略します。

それから農業総務費、これも人件費ですので、402万3,000円の減額ですけれども、説明を省きます。

それから農業振興費、これにつきましては2,341万円の追加であります。旅費、需用費、役務費、使用料、ここまではこの間の6月4日に東京生薬協会と栽培の促進協定やったわけですけれども、その生薬栽培等の関連予算でありますので、視察等の旅費等でありますので省略いたします。

それから、負担金の2,269万4,000円、補助金、これは先ほど6ページの県補助金のところで出てきましたので省略いたします。

それから、農地費につきましては13万1,000円の追加、これは県営造成施設等突発事故復旧支援八峰町負担分ということで、これは能代土地改良区の方にやる分ですが、事業費の10%分を、能代市と三種町と八峰町、3町で負担して突発的な事故に備えるという

ことで、八峰町の負担分が13.6%ということで、その金額が13万1,000円であります。

それから、地籍調査費につきましては、人件費ですので省略します。

農業施設費、修繕料22万5,000円の追加ですが、これにつきましては今までJAの婦人部に使用させてあったわけですけれども、これは八森のガラス温室の補修分ですけれども、これからあるかもしれない企業進出等がある場合に備えて、最低限の電気施設、それから水道メーターの分岐ですね、簡単な修繕をやっておくということであります。

それから、22ページ、6款2項1目林業総務費につきましては省略します。2万2,000円の追加です。

林業振興費1万9,000円の減額、これは先ほどの6ページの県補助金のところと連動いたします。

それから、林道整備費、これにつきましては760万1,000円の追加でありますけれども、これも全協等で説明しましたけれども、これは需用費の修繕料につきましては水沢山線、それから、馬立場横沢線の分でございます。あとそれから役務費、使用料、原材料につきましては、水沢山線、山内線、三の又線、一の又線の補修等に係る重機借り上げ等、それから砕石等でございます。

それから、6款3項1目水産業総務費ですけれども、これは人件費ですので説明を省略します。

それから、7款1項1目商工総務費242万7,000円ですけれども、これにつきましても人件費分でありますので省略をいたします。

それから、商工振興費600万円の追加でございます。これは今年もプレミアム付商品券の発行を商工会でやるのに10%分として5,000万円の10%分プラス事務補助費等で100万円、600万円を追加するものでございます。

それから、その下のハタハタ館管理費600万円の追加でありますけれども、これも先ほどの7ページの基金繰入金の600万円をこれに充てるというものでございます。

それから、25ページの8款1項1目土木総務費の1,070万3,000円につきましては、人件費だけですので省略いたします。

それから、道路維持費も人件費ですので省略します。

道路新設改良費も省略いたします。

あとですね、27ページの8款4項1目下水道費の846万8,000円の減額ですけれども、これは人事異動で1人減ったということで、公共下水道事業特会での繰出金を減額する

ものでございます。

それから28ページをご覧ください。

8款5項1目住宅管理費1,095万円の増額補正でありますけれども、これは人件費プラス今回住宅リフォーム、当初で1,000万円取ったわけですけども、今現在でもう700万円ぐらい、33件の700万円ぐらい出ているということで、今後の、今までの実績等を踏まえながらですね今後を見越しまして1,000万円追加するというものであります。

それから、その次の29ページの8款6項1目公園管理費420万円の追加であります、これが先ほど7ページの基金繰入で財調から繰り入れてきたものをこの工事に使うというものでございます。

それから、あと消防費、9款1項1目非常備消防費は人件費ですので省略いたします。

それから、3目の災害対策費ですけども、これにつきましては99万3,000円の追加ですが、これは津波看板、避難路の看板等の手数料で76万円、それから災害罹災者に対する見舞金20万円ということで、これも全協で説明いたしましたけれども、今回の八峰町の災害罹災者に対する見舞金給付金要綱を作ったということで、それに基づいて該当する方々の分として20万円を給付するというものでございます。

あと、教育委員会費については、後ほど教育長から説明いたします。

ずっと飛びまして38ページですね。13款3項の観光振興基金費ということで100万円を補正するというもので、先ほど6ページの若狭さんからいっぱい寄附していただきましたものを、この観光振興基金に積み立てるというものでございます。

宜しく申し上げます。

あとは教育長の方から説明いたします。

○議長（須藤正人君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは、教育費につきまして私の方からご説明申し上げます。

教育費につきましても人件費と共済組合の負担率の増加に伴うものについては省略をさせていただきます。

32ページから説明いたします。

10款教育費2項小学校費の2目の水沢小学校費960万3,000円の補正でございます。7節、12節、13、15、18までになりますが、7節の賃金につきましては校務員の人事異動に伴う臨時校務員が配置換えになった関係で155万3,000円の補正でございます。

また、12節の役務費15万円の手数料につきましては、校舎南側の防風ネットの撤去費